

サッカーゴール利用申請書

年 月 日

富津みなと公園指定管理者  
 公益財団法人富津市施設利用振興公社  
 理事長 平野 満 様

申請者  
 住 所  
  
 団体名  
  
 氏 名  
  
 連絡先

このことについて、次のとおりサッカーゴールを利用したいので申請します。

公 園 名	富津みなと公園	(利用場所に○をして下さい) シンボル広場 ・ 多目的運動広場	
利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	人 数	人
責 任 者	(氏名)	(連絡先)	
※団体の種別			
利 用 台 数	(1台500円/日) 台	※利用料	円
その他不随備品	ゴールネット 張 ( 4張) 転倒防止杭 本 (12本)	※無料	
備 考	(大会名等)		

(注) ※ 印欄は記入しないでください。

※ 申請にあたり、港湾施設内行為許可書の写し及び参考となる事項を記載した書類の提出をお願いします。

## 注 意 事 項

- 受付窓口は、市民ふれあい公園管理事務所で行います。  
サッカーゴール使用については、サッカーゴール利用申請書の提出が必要です。  
また、提出期限は、利用日まで受け付けます。  
なお、利用料が発生する場合は、申請時に徴収いたします。
- サッカーゴールの利用をキャンセルする場合は、早めに必ず連絡をしてください。
- サッカーゴール及びそれに付随する物品等を破損・紛失等した場合は、現状復旧、  
或いは、弁償していただくことがあります。
- サッカーゴール等の貸出しは、富津みなと公園管理事務所で行います。
- サッカーゴールを利用する場合は、利用者にて設置してください。また、サッカー  
ゴール利用後は、必ず元の位置に戻してください。なお、利用後、確認をするため  
連絡をしてください。
- サッカーゴール利用に際し、発生した事故等においては利用者で対処してください。
- 施設使用に伴って発生したゴミ等は、使用者の責任において持ち帰ってください。
- 本施設は、園路と接しているため他の公園利用者の安全に十分注意してください。  
特にボールの跳び出しには十分注意してください。
- 駐車は、決められた場所に駐車してください。駐車場で発生した事故等の責任は、  
一切負えません。また、公園付近の一般道路へは絶対に路上駐車しないでください。
- 公園内への車両の進入は、原則として禁止します。ただし、器具等の搬入のため進  
入する場合は、ご連絡ください。運行にあたっては、園内は最徐行し、公園利用者  
及び樹木・施設等を損傷することのないよう十分注意し、用務終了後は直ちに駐車  
場へ移動してください。
- 施設使用上、疑義または不明な点等が生じた場合は、ご連絡ください。

上記の注意事項を遵守できない場合は、以後のサッカーゴール使用を許可しない場  
合がありますので、ご了承ください。

連絡先  
富津市新富 1 4 6 - 2  
公益財団法人富津市施設利用振興公社  
0 4 3 9 ( 8 7 ) 8 7 7 8  
市民ふれあい公園管理事務所  
0 4 3 9 ( 8 7 ) 4 2 0 5